

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部障害福祉課障害福祉係

問合せ先 03 - 5803 - 1211

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	障害者職業体験助成金									
根 拠 規 定 等	障害者職業体験助成要綱									
創 設 年 月	平成	19	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	17年	終 了 予 定 年 月		
見 直 し 年 月	令和	4	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	2年			
見 直 し の 内 容	助成名称の変更、及び文言整理等の軽微な改正を行った。									
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	5 民生費	3 心身障害者福祉費		1 心身障害者福祉事業費		22 障害者就労支援事業		1 障害者就労支援事業		
補 助 金 の 種 別	☒ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	企業及び区役所等において職場体験などの職業準備訓練を行った者に対して、助成金を支給することで、障害者の一般就労の機会拡大を図ることを目的とする。					
補助事業等の内容	障害者(就労支援事業要綱第5条の規定により登録を受けた者、就労移行支援施設、就労継続支援施設、小規模作業所その他就労の支援を行う施設に通所している者であって、当該施設長の推薦を受けたもの、その他区長が必要と認めた者が企業及び区役所等で職場体験実習を行う他、区内での軽易な作業についてインターンシップなどの職業準備訓練を行った場合、利用者一人につき1日1,000円(同一利用者一人につき年度内40日を限度)を支給する。					
補助対象経費の内容	①企業等実習 ②区役所庁内インターンシップ					
補助事業者等	☒ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☐ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 区内障害者施設・事業所の利用者					
補助金の算出	☐ 定率〔補助率〕 ☒ 定額〔補助額 1人につき1日1,000円〕 ☐ 補助単価〔補助単価 単位〕 ☐ その他 [その他の場合は具体的に記入] [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 1日分の交通費及び昼食代相当。					
公募の状況	非公募					
実績報告書時における 使途の確認方法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☒ 成果物 ☒ その他〔助成金支給決定申請書 実習証明書〕					
補助・単独の状況	☒ 区単独 ☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有)	負担割合 上乗せの内容・理由	区	国	都	補助対象者

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	57	39	39	46
決算(予算)額	241	156	197	264
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	241	156	197	264
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	職場体験は、障害者の一般就労への接続及び実習先企業に対する理解促進にも繋がった。庁内においては障害者施設との委託契約にステップアップすることで、優先調達実績向上にも繋がった。
課題	新型コロナウイルス感染症の拡大も落ち着き助成の実績も伸びてきているが、企業実習に比べ庁内実習については、軽作業を委託できる手段が複数あること等の理由により、実績が伸び悩んでいる。
今後の方向性	令和6年4月から「障害者雇用促進法」の一部が改正され、法定雇用率は2.3%から2.5%に、また、8年7月から2.7%と段階的に引き上げられる。また、障がい者雇用を義務付けられる企業の対象も広がり、今後も事業の活用がある見込みである。庁内実習については、事業の周知及び業務の切り出しを検討し、優先調達実績の向上にもつなげていく。